

2018パークレンジャー養成基礎研 第5回講座

---

## 野外活動の安全管理

2018/6/10

NPO法人日本パークレンジャー協会

---



# 1. 自然の危険

## 自然現象:

地震、雷、火山爆発、火事、台風、洪水、大雪、  
雪崩、土砂崩れ、落石.....。

## 危険な生き物:

危険動物:クマ、イノシシ、ヘビ、ハチ...

毒を持つ動・植物: 毒蛇、蜂、ムカデ、毒蛾、毒魚、ダニ...  
シキミ、アセビ、ドクゼリ、トリカブト....

危険な植物: ウルシ、ハゼ、ヌルデ、イラクサ、毒キノコ、.....

---

自然の世界は危険に満ちている

## 2. 人が行動することによる危険

山：転倒、滑落、転落、接触、路迷い……

川：溺れる、流される、増水による孤立…

海：溺れる、流される、高波にさらわれる…

食：毒キノコ、毒草、食あたり…

道具：ナイフ、ギリ、ノコ、ナタ、ハサミ、包丁…

野外料理：火傷、切り傷、食あたり……

遊具：接触、放り出される、挟まれる…

山作業：転倒、刃物傷、切株で傷、落枝…

ものごとは必ず秩序がない方向に動く

### 3. 野外 活動主催者の責任

事前に危険の予知と対応を考える責任がある

例1: 「子ども会のハイキングで川遊びで子供が水死した」

下見して本番で遊ぶ範囲(深さ10-20cm)を決めて遊ばせたが、範囲外に出て遊んだ子が溺れて死亡した

損害賠償責任 (引率の役員に対し526万円)

事前に危険予知し対策する責任、監督する責任

例2: 「至近距離で竹トンボを飛ばし友だちの子が負傷した」

少年団の子Aが竹とんぼを至近距離で飛ばして隣の子Bに当たり目を負傷させた。団長は事前に人の近くで飛ばしてはいけないと注意していた

損害賠償責任 (子Aの両親と少年団団長)

責任者の危険の予知と対策、監督の責任

ボランティアであっても責任が問われる

## 4. 主催者の安全管理

ボランティアは、危険の予知と対策をして  
万々に備えその対応に習熟しておく必要がある

- ①危険の予知と対策(安全管理マニュアル)  
下見で危険の確認とその対策法を考える
- ②参加者に予測される危険と注意を告知する(自己責任)
- ③救急用具：救急用品を揃え携行(包帯、絆創膏....)
- ④救急法の習得：心肺蘇生法、AEDの使い方、応急処置
- ⑤保険を掛ける
- ⑥緊急時の連絡先
- ⑦ 報告書(ヒヤリ、ハット)

## 5. 事故が発生したら

- ① 先ず落ち着いて行動する
- ② 二次災害の防止(自分を守る)
- ③ 傷病者を勇気づける
- ④ 救援の要請(119番)
- ⑤ 救急法の実施(救急隊が来るまで)
- ⑥ 記録を残す(発生～救急隊到着)

## 6. 安全管理の五箇条

- ① 事故は起こるものと考えておく
- ② 参加者に自己責任の意識を持たせる
- ③ 主催者には安全管理の義務と責任がある  
(危険の予知とその対策)
- ④ 安全管理研修と救急法習得は必修事項
- ⑤ 保険に加入する